

Title	Constitutionalism(立憲主義)の神学的起源 : アメリカ・ピューリタニズムの法制度への貢献
Author(s)	阿久戸, 光晴
Citation	聖学院大学論叢, 11(2): 5-14
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=587
Rights	

聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

Constitutionalism (立憲主義) の神学的起源

—アメリカ・ピューリタニズムの法制度への貢献—

阿久戸 光 晴

Theological Origin of Constitutionalism

—Contribution to Legal System by American Puritanism—

Mitsuharu AKUDO

All the pregnant ideas and institutions of modern political thought are in essence secularized forms of theological doctrines and institutions as Carl Schmitt has ever said. The modern constitutionalism, the idea to prescribe by constitution what state or federal ought to be, is deemed to be derived from theological doctrines of seventeenth-century American Puritan. Three main theological doctrines lay at the foundation of Puritan constitutionalism: the doctrines of covenant, separation of church and state, and sin.

序. 政治的概念の神学的由来について

かつてカール・シュミットは、「現代政治思想の母胎となる理念および体系は、本質的に神学的教理および体系の世俗形態である」⁽¹⁾と言った。これは、前者と後者の相互影響がありうることを肯定すれば、少なくとも否定できない真理であろう。聖霊の発出に関する西方教会の「フィリオクエ (子からもまた) の教理」をかたくなに拒否し、聖霊の発出が父なる神からのみ発せられるとする東方教会の教理が、ビザンチン帝国の東方教会を国教として国家体制に呑み込んだ一元的国家体制とよく調和するものであることは、しばしば指摘される⁽²⁾。少なくともその三位一体論において聖霊の発出に関する神学的教理が、もともとの東方的専制国家体制をより強化することに貢献したことは間違いなからう。一方西方カトリック教会としては、この聖霊の発出に関わる「フィリオクエの教理」は、解釈の点はさておき、キリストの代理人たるローマ法王の権威確立に直接結びつく点からも絶対譲れないところであった。また近年ユルゲン・モルトマンが近著『いのちの御霊——組織神学論叢4——』で、新しい観点から「フィリオクエ」の教理を「モナルキアの三位一体の構想」によるとして否定し、「必要でなく、不必要であり、従って削除される」べきという⁽³⁾。それ

Key words: Constitutionalism, American Puritan, The Doctrines of ① Contract, ② Separation of Church and State and ③ Sin

は聖霊発出を父の専権ととらえる東方教会的「フィリオクエ」の否定でなく、逆にモルトマンは、父権的思想を否定するばかりでなく、キリストが霊を発出するのでなく、むしろ霊を父と同じ位置へ高め、子(キリスト)が父と「母なる霊」とから産まれることを暗に認め、男女の人的交わりをモデルとする家族やデモクラシーの原型として三一論を考えていることを意味していると思われる⁽⁴⁾。こうしてモルトマンは、その神学的構想が今後のフェミニズム運動や市民運動に貢献することを企図しているのであろう。このように、当否は別として、神学的概念が世俗化ないし一般化によって、政治的法的概念に転化し、またはその概念を強化補強することは歴史上しばしば起こってきたことである。

ところで、現代にまで効果を及ぼし、近現代デモクラシー体制の基礎構造となっている Constitutionalism (立憲主義) はもともとといかなる由来を持つのであろうか。何らかの神学的起源があるとすれば、それは何であろうか。もともと近代的憲法は、人権宣言と統治機構とに分かれる。まず前者、すなわち憲法において、個人の生来持っていると考えられる権利を列举して国家に遵守させようとする法的理念の淵源については、ゲオルク・イエリネックがすでに事実上解明している⁽⁵⁾。それはロジャー・ウィリアムズたちアメリカ・ピューリタンの信教の自由を求める戦いに始まり、1776年のヴァージニア州憲法を嚆矢とするアメリカ各州憲法の存在を知った独立戦争参加のフランス義勇軍が帰国後すぐに直面したフランス大革命にこの方法を利用し、やがてナポレオン戦争により、欧州中にこの立憲主義構想を伝播させたのである。また後者の国家機構のあり方を一般法の上位規範である憲法によって規定しようとする理念はどうか。結論を先取りするならば、我々はその理念がアメリカ・ピューリタンの「山の上の町」⁽⁶⁾を目指す信仰と社会生活上の知恵から生まれ出ていることを見出すのである。本論文の考察は、この点の検証にある。

1. ニュー・イングランドの信仰と政治体制

ニュー・イングランド植民地を基礎づけた英国王特許状⁽⁷⁾は、ピューリタンたちに広大な植民地において理想的な信仰の実践と政治体制を実現する可能性を与えた。彼らは英国法および勅令に背かない限り、植民者たちが自分で政治的・法的機構を実現することが可能であった。また税金を負担することを条件に、本国および欧州大陸から宗教的信条を共有する者を迎えることもできた。18世紀後半に入って本国政府がマサチューセッツ州はじめニュー・イングランド各州に対する政治的・宗教的コントロールを強めるまで、植民地側は彼らの理想とする宗教的・政治的实践を遂行するための同質的社会を形成することができ、またそのことを実行する主導権を十分とることができたのである。

彼らは欧州のカルヴァン派教会の教会政治的介入は受けなかったが、彼らの神学的思索の基礎は、ジャン・カルヴァンの諸論文、ウィリアム・エイムズの著作、ドルト信条、ウェストミンスター信

仰箇条などであり、事実それらを尊重したのである⁽⁸⁾。また彼らは18世紀後半まで本国政府からの介入から比較的自由であったが、彼らは英国法や勅令を尊重し、エドワード・クックやマイケル・ダルトンの法学論文や英国議会の制定法を彼らの法的思索の重要な根拠としたのであった⁽⁹⁾。こうしてヨーロッパのカルヴァン派教会からも、本国はもとより他の英国植民地からも、独立した独自の彼らの共同体が安定的にしかも同質的に成立して行ったのである。こうした「恵まれた」環境下で、彼らはその神学的教理を直接社会生活の上でも十分反映させることができたのである。こうして彼らの立憲主義理念が政治体制において実現する。ピューリタンの立憲主義の基礎としては、三つの神学的教理があったと考えられる。すなわち、契約の教理、教会と国家の分離の教理、罪の教理である⁽¹⁰⁾。

2. 契約の教理

英国のインディペンデント・ピューリタンたちは、カルヴァンの理論を教会から国家へと移しかえるとともに、神とその民との契約に関する聖書の教えを応用することによって、教会と同じく国家もまた、契約、すなわち共同体の構成員が全員一致で締結しなければならない社会契約に基礎を置いているという見解を持った。この見解は新大陸にわたったピューリタンたちによって直ちに実施に移され、1620年のメイフラワー契約で、神と各人の前で新しい社会を形成しようとする時、社会契約への忠誠を誓ったのである。その後もニュー・イングランドにおいては、こうした社会契約の締結およびそれに対する忠誠の誓約行為が民衆によって厳粛に行われたのである。この契約をもとに彼らは共同体を建設し、官庁を設置し、それに服従することを互いに約束し合った。

そもそもニュー・イングランドのピューリタンにとって契約の教理は、社会形成に関わる教理の中核とも言えるものであった。契約は神と人とを結びつけ、人々の間を複合的に結びつけていく。ピューリタンは、他のプロテスタントたちと同様、神はあらかじめ選ばれた民と特別の契約関係に入り永遠の救済を約束し、彼らの信仰と実践を祝福されると、堅く信じていた。しかし、他のプロテスタントたちと異なり、神は人間社会を組織し秩序づけるために種々の契約を結ばれると信じていた。すなわち次の三つの契約である⁽¹¹⁾。

- ① 社会契約または共同体契約 a social or communal covenant
- ② 政府契約 a governmental covenant
- ③ 教会契約 a church covenant

これらの契約は、神によってあらかじめ用意され、聖書に暗示され、人間によって実行されるものであると考えられたのである。

(1) 社会契約または共同体契約

ピューリタンは、世界の創造にあたって、神はすべての人間に「自然的自由」を与え、しかも自由を与えられたその人間を「自然法」に従わせようとされた、と信じた。生まれながらの人は、良いことも悪いこともなす自由があるが、同時に人は、自然法に基づいて神と他の人との関係に入っていくのである。神は、人間の守るべき自然法を、聖書に、そして人の心にしるされている。この自然法は、倫理の基礎となり、また社会秩序の根本であって、また、敬虔、正直、名誉、訓練、誠実、勤勉、慈善などの根本的価値を基礎づける。また基本的人間関係の正しいあり方をも基礎づけるのである。またそれは、神を愛し、隣人を自分自身のように愛するというあのキリストの二大命令と一致する。

この生まれながらの人すなわち自然状態から、神と他者との関係すなわち社会状態へ、との召命は、神から由来するものであり、また人間の必要性に合致していると、ピューリタンは信じたのである。また神が人を社会関係へ入らせて行くのは、神が与えた人の自由を護るためであると信じた。ウインスロップは、「人はほうっておけば、自由に他者を餌食にしてしまう。それゆえ、社会はそのような生来の各人の自然的自由を護らねばならない。自然状態の人が弱さに苦しんでいる時、神は人を自然法に従わせ、それによって社会状態において人を護るのである」¹²という。

また一方ピューリタンは、神は彼らを召して、新世界においてみ旨を成就する社会を築かせるため、新しいイスラエルである彼らと特殊契約を結ばれたと、信じた。この契約によって、彼らは「山の上の町」の者と呼ばれるようになる。それは神の国の予型なのである。彼らは、特別の使命感をもって神の命令を厳格に守らねばならないのである。もし彼らが守り損ねたならば、死と裁きが待っている。

特殊社会契約への参加は任意であった。任意であることこそ、こうした新しい社会形成においては根本的なことであろう。少なくともこうした任意性は、マサチューセッツ州でも植民地世代の2～3世代までは比較的良好に守られていた。またアン・ハッチンソンやロジャー・ウィリアムズなどの不服従メンバーはためらうことなく追放された¹³。

社会契約において、ピューリタンたちは、社会的慈善を實行するよう求められ、また社会生活における禁欲的訓練を受けることが求められた。儉約・節制・忍耐などである。また社会改革を恒常的に目指すことが求められた。「父なる神が良き種をまかれた以上、我々においてその種を根づかせねばならない」¹⁴。公共施設を改善し、大学や学校を改善し、教会を改善し、教会の聴衆の礼拝態度を向上させ、日曜日の過ごし方を改革し、社会のあらゆる点において、神が期待されるように常に、毎年改革・改善・向上を目指すことが求められていると、彼らは信じた。

社会契約には、二つの目標があったと考えられる。自然的自由と自然法を守ること、慈善と禁欲に励み恒常的改革によって理想的社会状態を目指すこと、この二つであった。しかしこの二つの目標は、恒常的教育と適切な行政によらなければ、現実には実現できないであろう。神は、教会契約

と政府契約を別途結ぶことによって、この社会契約を履行しようとしておられると考えた。

(2) 教会契約

神は教会にみ言葉の霊的力を植え付けた。教会は福音を宣教し、聖礼典を執行し、青少年を教え、不正と戦い、貧しい者や困っている者を助けるのである。そのような実行によって教会は、教会員に常に社会（共同体）における契約責任を自覚させたのである。教会はまたその固有の教理と法と執行体制をもつ。個々の教会は神と同信の者によって任意契約によって設立される。ピューリタンの会衆派教会の多くが教会契約をつくり、各人が神と会衆の前で厳粛に神と教会への忠誠を誓うのである。この教会契約は、教会規則の中心をなし、通常この教会契約において、教会員の義務と権利、牧師の招聘方法や教会執行機関の性格づけや権限分担などが定められた¹⁵⁾。

(3) 政府契約

ピューリタンによれば、神はこの世の剣の権限を国家（この場合の国家には、近代的意味の国家だけでなく、州国家や後の地方自治体も含まれる）に与えた、と信じた。この世の支配者あるいは政府は、神の代理人であった。彼らは神の権限をあらわし、威厳を示すため、また同時に正義と慈善と懲らしめと教育のご意志を示すため、権限が与えられていると信じた。政府は、神と民衆と政府自身の三者間契約で、その組織と権限が与えられていると考えられた。この契約によって、政府は神から神のみ旨と自然法に従った権力の委任を与えられ、またその行使は神の正義と民への愛の実行のために用いられるべきことに限界づけられ、またその限りにおいて、政府は民から服従を受けることが期待できる。

政府機関は、政府契約によって三つの主要な責任を負わされる。第一は、自然法を国家の実定法に成文化することであった。ピューリタンにとっては、自然法とはつまるところ十誡であらわされていると考えられた。政府は、人相互の社会関係を規定すると考えられた十誡の第二のおきてである第五誡（または第六誡）から第十誡だけでなく、神と人との間を規定すると考えられた第一のおきてである第一誡から第四誡（または第五誡）までを、成文法にすべく努力したのであった¹⁶⁾。

第二に、政府は、民衆の自由と権利を護るために存在するということである。「民は支配者のために存在するのではなく、支配者が民のために存在するのである」。当時のあるピューリタンの指導者がこう語っている。自然状態では決して得られない「民の至福」は、民衆が圧政のもとに置かれておらず、彼らの自由と権利を享受し得る時にこそある¹⁷⁾。政府が実定法によって民の自然的自由を保護しようとするべきであるというこの考えは、17世紀のピューリタン法の大きな特色である。

第三に、政府は社会契約によって鼓舞された恒常的社会改革の直接的担当者であるということである。行政はもとより、法においても、漸進的に改良・改革されねばならないのである¹⁸⁾。こうして政府契約によって示された理想が実行される時、政府契約によって方向性が示され、教会契約に

よって神の前に責任が自覚され、また神の栄光がこの地上でほめたたえられ、人々を聖なる「至福」で満たす神のご計画が実現していくと信じられたのである。これらの三つのピューリタンの契約概念およびその実践こそ、ピューリタンの立憲主義の法思想を構成するものである。

ところで彼らは社会あるいは共同体を構成する権威を、教会と国家という二つの異なる組織の存在を考え、それぞれ固有の使命があると考えた。

3. 教会と国家の分離の教理

教会と国家の分離の神学的教理は、契約の教理と密接に関連している。ピューリタンたちは教会と国家を別の契約主体と考えた。この両者は、ともに神のご計画を遂行するという究極的目的は共有するものの、神の権威と権力を別々にあらかず社会における二つの組織体である。あるピューリタン指導者は「この二つの組織が渾然一体になると、双方にとって破滅的なことになる」⁽¹⁹⁾とまで言っている。

ピューリタンたちは、この教会と国家の分離を守るために、いくつかの制度を設けた。教会指導者たちは政府機関の職務を辞退する。また政府機関で勤めている者は教会の要職に就くことを辞退する、というものであった。またそれぞれが別個の建物を保有し、建物の使用目的をそれぞれ明確にしておくというものであった⁽²⁰⁾。

しかし、教会と国家が分離すべきであるとしても、それはそれぞれが無関心であってよいとはまったく考えられなかった。いわんや敵対すべきものではないとされていた⁽²¹⁾。ともに役割は異なるが、神のご委託に応えるべきものであるからである。ピューリタンにとって教会と国家の関係は「密接で団結」しているべき関係であった。両組織の主要関心は、密接で「分離できない」とまで主張された⁽²²⁾。なぜなら国家の正義への関心と、教会の聖への関心は、あまりにも相互関連し合っていて決して「分離できない」からであるという。片方に違反するものがもう一方にも違反するのは当然ではないか、と言われる。

ニュー・イングランドでは、言わば建前としては、両者の分離の教理を保有していたものの、実際の状況では、相互協力や団結の面が強調される傾向にあったといえる。教会での受洗証明が国家で出生証明として使われたり、平日においては会堂が選挙場に使用されたり、一時使用の保健所に使用されたりしたこともままあったと言われる。問題はむしろ前述の政府機関が十誡を実定法化する際の法解釈に対する関係で大きな問題がありえた。たとえば聖日遵守法違反者を裁く際に、その価値観は当然教会の意見に則することになったのである。つまり、ニュー・イングランドで支配的なピューリタンの「教会と国家の分離」の教理は、どれほど厳格な分離であっても、それは組織上のことで、いわゆる近代的な「教会と国家の分離」の法制上の実質的実現は、ロジャー・ウィリアムズに始まる「信教の自由の闘争とそこから来る宗教寛容」の主張に待たねばならないのである⁽²³⁾。

4. 罪の教理

ピューリタンにとって、人間の本質は罪と考えられていた。おのおのの人間は皆本性が貧欲であり、自己中心的であって自己栄化を常に図ろうとする。自己利益の増大への誘惑は、国家であれ教会であれ権力者に格別臨むのである²⁴。しかしそのような権力者の恣意的行為や権力濫用は、人々の反発と神の懲罰に必然的に直面する。そこでそうした事態を未然に防ぐため、ピューリタンは国家や教会双方において専制からの憲法的防波堤を設定しようとしたのである。これらの憲法的防波堤の多くの構想が次の世紀において州憲法および連邦憲法の原型となっていくのである。

第一に、ピューリタンはすべての権力者は、彼らの罪にもかかわらず、神的性格を保持していると考えた。権力者は共同体の霊的・道徳的モデルとなっている。彼らは神と聖書の前で忠誠を誓う。彼らは勤勉で、正しく、悪から離れた尊敬を受けるに値すべき人々であるべきだと考えられた。そうであって初めて、権力者たる者が悪行をなす者には恐怖となり得るのである。

第二に、国家も教会も権力者は、期限付きでのみ職務に臨むべしと考えられた。終身在職は危険過ぎ、権力者の在任のローテーション制がふさわしいと考えられた。ニュー・イングランドでは、期限付き在職期間制が基準となった。

第三に、教会でも国家でも、統治組織の中央集権的体制を廃し、可能な限りブランチ機関を生かし、また分権的体制を採ろうとした。こうした権力分立は、他の権力の逸脱を抑止するに適切な体制だからである。ひとりのピューリタン説教者は、「権力が分割され、分散されなければ、教会では法王制が、国家では専制が実質的に見られることになろう」²⁵と語る。教会の組織体制は牧師・長老・執事の職に分けられ、それぞれが会衆に対し、固有の責任を負い、固有の権限を振るう。また国家の組織体制は行政・立法・司法の三権に分けられ、共同体に対し、固有の責任を負い、固有の権力を行使する。

第四に、教会でも国家でも、擬似連邦組織体制を採った。教会は、前述のとおり、いったん自律権を持つ小部会、たとえば牧会部会・教育部会・交流部会などに組織上分けられ、その上でそれぞれの部会が植民地横断の連合部会に属する。(州) 国家も自律権を持つ行政・立法・司法の三権に分けられ、その上でそれぞれの三権が植民地横断の連邦政府に属する。この教会的・国家的連合組織は、確かに憲法思想がもたらしたものであろう。

第五に、ピューリタンは権力者の自由裁量を危惧し、可能な限り裁量の余地を法の支配に変えるべく、成文法規制定に努めたのである。当初はウインスロップもコットンも、成文化に賛成でなかった。なぜなら成文法はともすれば融通がきかず、むしろ神の意志を反映し得る知恵者の弾力的判断こそがふさわしいと考えたからである²⁶。しかしやがて成文法の支持者が優勢となり、ピューリタンたちは可能な限りの法の体系化を目指していくことになる。

第六に、ピューリタンは民主的選挙制を主張した。ウインスロップとコットンは民主制には賛成でなかった。ウインスロップは、「民主制は、統治の形態として考えられる最悪のものである」²⁷⁾と主張した。彼らは、民主制は民の意見の質の問題でなく、量の問題になるゆえ、支持できないと考えたのである。しかし多くの他のピューリタン指導者たちは、次第に民主制こそ統治の基本であると考えようになったのである。それは、植民地の民衆の高い同質性が維持され、民の意見の質の向上に自信を持つようになったからに他ならない。フッカーは言う。「選挙権は人間の気分で左右されてはならない。それは神のご意志と法の精神を見極めつつ行使されねばならない。それで初めて選挙権は神によって民に与えられたと言えるのである」²⁸⁾。教会も国家も権力者は、植民地において民主的に選挙された。教会所属の会衆のみが、単純多数決によって、教会では牧師・長老・執事を選出していた。一方地域の住民も、成人男性に限られていたとはいえ、単純多数決で民主的選挙制のもとで行政・立法・司法の権力者を選出していた²⁹⁾。

結. ピューリタンの立憲主義の影響

ピューリタンの立憲主義的精神風土の中で、アメリカ立憲主義は豊かに育ったといえよう。基本的立憲主義の概念の多くが17世紀のピューリタンたちによって生まれ、18世紀に堅実に発展したのであった。これらの概念や組織体制はピューリタンの説教者や政治家によって大きく発展させられた。これらの立憲主義的思想は、リベラル派とリパブリカン派とにそれぞれ別の形で生き残ることになった。リベラル派は、ピューリタンの自然人と自然法思想の中に、彼らの自然状態と自然的自由の思想の重要な起源を見出したのである。また彼らは社会契約“a social covenant”と政府契約“a political covenant”のピューリタン思想の中に、彼らの“a social contract”と“a governmental contract”の原型を見出したのである。また彼らはピューリタンの教会と国家の分離の教理の中に、彼らの国教設立禁止および自由な宗教行為の保護という理念を見出したのである。一方、リパブリカン派は、選ばれた国民というピューリタンの思想を、アメリカナショナリズムの革命理論へと変容させたのである。彼らはピューリタンの契約共同体という理念を、公衆の道徳・秩序の理論へと作りかえた。彼らはピューリタンの霊的更生・改革の主張を、一般的な意味での「道徳改革」と「リパブリカンの再生」へと受け取り直したのである³⁰⁾。

ピューリタンの立憲組織体制は、18世紀後半の連邦および州憲法の中で生き残った。ピューリタンの支配者は、なお道徳的、信仰的模範を示すよう要求されていた。ほとんどの権力者は職務継続のためには、民主的選挙の洗礼を受けねばならなかった。また政治的職務の在任期間は、期限付きであった。政治的権力機関は行政、立法、司法の分枝に枝わかれしており、他の権力機関を監視するようになっていた。連邦体制は憲法の明文で規定され、市民の自由は憲法において列挙された。教会と国家とは分離され、しかも協力し合うことも許されていた。

初期アメリカの立憲主義の発展は冒頭のシュミットの説の裏づけとなる。18世紀のリベラル派とリパブリカン派の立憲主義思想および政治理念の多くは、基本的にピューリタンの立憲主義思想の世俗化版であろう。多くの州と連邦の立憲主義的組織体制はピューリタンの倫理と経験に根ざし、またそれを反映しているのである。

こうしてピューリタンの信仰的理念が法概念へと転化し、さらにそれが世界中に浸透しつつある普遍理念へとグローバル化してきていることは、一体何を意味しているのであろうか。少なくとも、いくつか次の事は言えるであろう。近現代国家においては身分から契約へという基本構造があること、それゆえもはや民族国家はその基礎を持たないと考えられること。また宗教団体と国家の分離は厳格に守られるべきこと、また国家の権限は本来市民の人権保護と福祉のためであり、いわんや人間の心の秩序について介入する権限がないこと。また宗教団体であれ国家であれ、人間の罪の厳然たる存在をより意識し、知恵を尽くして罪の力を出させないようにする法的仕組みや制度やハードルを賢明に置くことを今後とも人類は考察すべきこと。立憲主義の本質は、つまるところ根底において、人間の罪との戦いと社会状態と名づけられる共同体の健全な形成にあるからである。

注

- (1) C. Schmitt, Politische Theologie 32 (1916). 特に第3章。(『政治神学』田中・原田訳, 未来社)
- (2) 服部栄次郎編『キリスト教会とイスラム』, 平凡社, 1966. 258頁～
- (3) J. Moltmann, Der Geist des Leben, 1994 (『いのちの御霊』蓮見・沖野訳, 新教出版社) 446頁
- (4) 大木英夫「バルトとモルトマン」『組織神学研究第1号 ユルゲン・モルトマン研究』聖学院大学出版会 1998. 27頁
- (5) G. Jellinek, Erklärung der Menschen-Bürgerrechte, 1927 (『人権宣言論争』初宿訳, みすず書房)。またイェリネックの主張は今日でも十分有効であり、明瞭な歴史的的反証が挙げられずに、尊ばれないことは残念であるというよりも、近現代世界の根本規範の基礎理解から外れることであろう。この点につき、拙著『近代デモクラシー思想の根源』の特に第1部で詳細に論じた。また大木英夫『新しい共同体の倫理学 基礎論 上』教文館, 1994年, 第2章でもさらに徹底的に論じられている。
- (6) マタイによる福音書第5章第14節
- (7) 他の法律より強い効力を有する憲法という成立にあたって二つの歴史的経緯が寄与したと考えられる。一つは構成員の基本契約という側面ともう一つは上位の権力による認可である。英国王の特許状という性格がこの後者の面に寄与した。しかし本国が植民地とそれほど結びつかなくなるという歴史的状況が後者の重要性を後退させ、前者の社会生活の根底となるべき基本契約の性格が強く前面に出て、理論面で憲法の優位性を保障することになっていく。
- (8) P. Miller, Orthodoxy in Massachusetts 1630-50. 319 (1946)
- (9) Cohen, Legal Literature in Colonial Massachusetts 243 (1984)
- (10) J. Witte, *How to govern a city on a hill*, Emory L. J. 39, 44 (1990)
- (11) H. Schneider, The Puritan Mind 19-25 (1930)
- (12) J. Winthrop, Winthrop Journal. 238 (ed. 1908)
- (13) E. Morgan, Roger Williams (1967). D. Hall, On the plight and trial of Anne Hutchinson (1968)
- (14) H. Berman, Religious Foundation of Law in the West, J. L. & Religion 3, 30 (1983)
- (15) The Watertown Covenant-Creed of 1647.
- (16) Cambridge Synod. 236.

- (17) S. Willard, *The Character of a Good Ruler* (1694), *reprinted in* *The Puritans* 254.
- (18) S. Willard, *A Sermon upon the Death of John Leverett*, (1679)
- (19) *The Law and Liberties of Massachusetts*, note 50.
- (20) T. Breen, *supra* note 28, at 42.
- (21) Letter from John Cotton to Lord Say (1636), *supra* note 45, at 209.
- (22) U. Oakes, *New England Pleaded With, and Pressed to Consider the Things Which Concern Her* 49 (1673)
- (23) 宗教的熱心さが突き抜けるところまで行く時、神の前に自己が立ち得るかとの問いに直面する。神の前に罪人である自己が立たされる時、そこに宗教寛容があらわれる。宗教寛容は宗教戦争の疲労の結果出てきたものではなく、むしろ宗教的あり方が突き詰められる時、かえって強力に現れる。大木英夫『新しい共同体の倫理学 基礎論 上下』教文館、1994。特に第4章「神学的相対主義」および第5章「自由の伝統」参照。また David A. J. Richards, *Toleration and the Constitution*, Oxford, 1986.
- (24) P. Whitney, *The Transgression of a Land Punished by a Multitude of Rulers* 21 (1774)
- (25) B. Higginson, *Of Right and Wrong Government* 6 (1658)
- (26) 1 Winthrop's Journal, *supra* note 16 at 191.
- (27) R. Winthrop, *Life and Letters of John Winthrop* 430 (1895)
- (28) 1 Connecticut Collections, *supra* note 75.
- (29) J. Witte, *ibid.* 58-62.
- (30) J. Witte, *ibid.* 63-64.

本論文は聖学院大学創立10周年を記念して書かれたものであるが、今後の本学が日本社会で果たすべき重要な使命を思い、特に日本国憲法の理念とアメリカ・ピューリタニズム思想との重要な連関を今後の研究課題とすべく、また故酒井文夫先生初め多くの先人たちの学問的ご功績に対し心からの敬意と感謝の思いを込めて、この論文を敬愛する本学の先人たちにお届けしたいと思う次第である。